

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2023年6月16日公表)

産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2023年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。不公正貿易報告書は、1992年の創刊以来、これまで31年間、一貫して「ルール志向」の概念を提示し続けてきたが、我が国は、新しいルールの定立のための努力を行うとともに、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消するため、当事国として協議を要請した28件含め、WTOの紛争解決手続を積極的に活用してきた。

WTOの紛争解決手続は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献しており、1995年のWTO発足以来、その手続が活用された案件は617件に上る（2023年6月現在）。

しかしながら、WTOの紛争解決システムは、2019年12月以降、上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が積み重なっており、通商システムにおいてルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機にある。こうした中、WTOの紛争解決機能の回復までの間の暫定的な対応として、日本政府は、今年3月、多国間暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA: Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement)に参加した。今後、紛争解決機能の回復に向けて、引き続き最大限の努力を続けるとともに、MPIAを活用し、WTOの紛争解決制度の実効性を確保していく。

また、近年、一部の新興国による非市場的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤や市場の機能が歪められかねないとの懸念が広がりつつある。こうした動きに対しては、WTO、G7、日米欧三極貿易大臣会合などを通じ、公平な競争条件(level playing field)確保に向けたルール形成等の取組を更に進めることで、「自由で、公平で、透明で、予見可能性のある安定的な貿易投資環境」を維持する。

さらに、近年では、貿易措置等の執行や、それらを執行するという脅しにより、他国の政策的決定に影響を与えようとするいわゆる経済的威圧への懸念が高まっていることを踏まえ、かかる行動への評価・準備・抑止・対応に関する同志国との協力を強化していく。

非市場的措置及び経済的威圧への対応は、今年4月に発出されたG7貿易大臣声明、今年5月に発出されたG7広島首脳コミュニケ及び経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明、今年6月に発出された貿易関連の経済的威圧及び非市場的政策・慣行に対する共同宣言においても言及している。

上記のシステミックな問題への対応に加え、2023年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に、以下の個別案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

(1) WTO 紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

- 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置【パネル】
- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組）※
- 韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）【上級委】
- インド：ICT 製品に対する関税措置【上級委】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

※ 本件は、国土交通省が取組を進めているものであり、経済産業省は、法的観点から助言を提供。

(2) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議や WTO 通常委員会等を通じて問題解決を図りつつ、WTO 紛争解決手続の活用の可能性を検討していく。

- 中国：AD 措置の不適切な運用
- 米国：1962 年通商拡大法 232 条に基づく輸入制限措置
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日 AD 措置

※下記案件については、現行ルールに基づき WTO 紛争解決手続の活用の可能性の検討も含めて WTO や二国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた公平な競争条件確保のための対応を検討・実施していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案

(3) WTO 勧告の早期履行等を求めていくもの

下記案件については、我が国等が WTO 紛争解決手続に付託した結果、措置の WTO 協定整合性の確保を求める WTO 勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行や WTO 勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その制度設計や運用について特に注視が必要なもの

下記案件については、未だ制度の詳細が明らかでなかったり、我が国による働きかけ等を通じて措置国において一定の対応がとられているものの、制度設計や当該対応の実施状況如何によっては、貿易・投資に大きな影響が生じうることから、引き続きその制度設計や運用について特に注視していく。

また、新型コロナウイルス感染症に関する数量制限や政府調達等の各国措置についても、WTO 協定と整合性のない措置が取られることがないよう、また必要以上に措置が継続しないよう注視していく。

- 中国：政府調達法
- 中国：事務機器に関する国家標準案
- 中国：輸出管理法
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国：電気自動車税制優遇措置
- EU：炭素国境調整措置（CBAM）
- インド：デジタル個人情報保護法案
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

(参考1) 2023年度版「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

(1) WTO 紛争解決手続を開始したもの

● 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置

中国は、2018年7月、日本、EU、インドネシア及び韓国からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板(カットシート及び厚板)及びステンレス熱延コイルの輸入に対するAD調査を開始し、2019年7月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、AD税賦課の最終決定を行った。

調査対象のステンレス製品(スラブ、熱延鋼板(カットシート及び厚板)及び熱延コイル)は、それぞれ物理的形狀、価格帯、販路、用途が大きく異なり、お互いに代替性を欠く多種多様な製品を包含する。しかしながら、中国政府は、価格効果の有無を判断するにあたり、これら多種多様な製品の平均価格の低下傾向を指摘するのみで、対象輸入品が国内価格に与える影響を実質的に分析しておらず、AD協定第3.2条に整合しない。

また、調査対象国・地域(日本、EU、インドネシア及び韓国)からの輸入による効果を累積(一括)評価しているが、かかる累積評価は輸入/調査対象国間における競争状況からみて適切であることが求められるところ、価格帯も製品特性もまったく異なる4か国・地域の製品を合理的な理由なく累積評価した疑いがあり、AD協定第3.3条に整合しない。

我が国は、2021年6月に、WTO協定に基づく二国間協議を要請したが、協議で解決に至らなかったため、同年8月にパネル設置を要請し、翌9月にパネルが設置された。今後の帰趨は予断を許さないが、我が国・中国はいずれも多国間暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA: Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement)参加国であり、本件についても2023年4月に上訴仲裁手続合意(パネル判断に不服がある場合はMPIA手続を利用する旨の二国間合意)を締結・WTO通報済みである。

我が国としては、引き続き、中国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：自国造船業に対する支援措置

韓国は、2015年10月以降、自国造船業への公的助成として、(i)公的金融機関による国内造船所(大宇造船海洋)への金融支援、(ii)造船所の受注支援のための前受金返還保証の発給、(iii)船舶新造支援プログラム(官民ファンド)等による海運会社に対する新造船購入支援、(iv)エコシップへの代替建造補助(新造船価の一部を補助)等の措置を講じている。これらの公的助成措置の結果、韓国企業による低船価受注が繰り返され、国際市場における船価が大幅に下落し、また、市場船価の下落に伴う失注・競合断念により、我が国のシェアが大幅に下落しており、これらの措置は、WTO補助金協定第5条等に違反する可能性がある。これらの公的助成措置は、市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害するおそれもある。また、一部の措置は同協定に規定する輸出補助金等に該当し、同協定第3条等に違反する可能性がある。

2018年10月には国土交通省海事局と韓国産業通商資源部との局長級協議を実施し、我が国は韓国に対して措置の早期撤廃を要求したが、撤廃に至っていない。これを受け2018年11月及び2020年1月に二国間協議を要請し、協議を進めている。加えて、我が国は多国間協議の場においても、累次にわたり韓国による自国造船業への支援措置の問題を指摘してきており、2023年5月に開催されたOECD造船部会においても、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請している。

我が国としては、引き続き、韓国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）

韓国政府は、2016年6月、日本製ステンレス棒鋼を対象とした第3次サンセット・レビューを開始し、2017年6月、韓国政府は、3年間の課税延長を決定した。

AD協定第11.3条は、AD課税はその賦課の日又は最新の見直しの日から5年以内に撤廃することを原則とし、例外的にAD措置の継続が許容されるためには、AD税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性が必要であることを規定する。本件では、日本産輸入品は特殊用途向け製品が多い一方、韓国の国内産品や同じく調査対象国であるインドからの輸入品は汎用向け製品が多く、日本産輸入品は韓国産品に対して重大な損害を与えるような競争関係にない上、韓国市場には中国等からの低価格輸入が大量に存在している。日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定には瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反する。

我が国は、WTO・AD委員会や二国間の累次の改善働きかけにもかかわらず、韓国政府が本件課税を撤廃せず改善が見られないことから、2018年6月、WTO協定に基づく二国間協議を要請し、協議結果を踏まえ、同年9月にパネル設置を要請した（翌月パネル設置、2019年1月パネル構成）。2020年11月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反すると判示した。2021年1月、韓国は、WTO上級委員会に上訴した。また、韓国政府は、2020年1月に第4次サンセット・レビューを開始しており、2021年1月に3年間課税措置を延長する旨決定した。

我が国としては、本件がWTOのルールに従って適切に解決されるよう、引き続き必要な手続を進めるとともに、日本企業への不当な課税が継続されないよう、韓国に対し、本報告書の勧告に従い、本件措置を誠実かつ速やかに是正することを求めていく。

● インド：ICT製品に対する関税措置

インド政府は2014年7月、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品（HS8517.6290及び8517.6990の通信機器の一部）について、関税率を10%に引き上げた。その後、2017年7月、インクカートリッジ（HS8443.9951及び8443.9952）や携帯電

話（8517.1210 及び 8517.1290）¹、基地局（HS8517.6100）、電話機・通信機器の部分品（HS8517.7090）について、関税率を10%に引き上げた。さらに、同年12月、携帯電話の関税率を15%に引き上げる通達を公布した。これらに加え、2018年2月、携帯電話及び通信機器（HS8517.6290）の一部品目の関税率を20%に引き上げた。また、同年4月、携帯電話用プリント回路基板アSEMBリ（PCBA）（HS8517.7010）の関税率を10%に引き上げた。2020年2月にはさらに20%に引き上げた。2022年1月、インド政府は、電話機・通信機器用の部分品の一部の関税率を実行関税率表の改訂²において15%からさらに20%に引き上げた。

例えば、携帯電話や電話機・通信機器の部分品、基地局については、インドは自国の譲許表においてHSコード6桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げていることから、明らかにGATT第2条に違反している。

我が国は、WTO市場アクセス委員会、ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）委員会、物品理事会、在インド日本国大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請したが、インド政府は「ITA合意時には存在しなかった製品であり、ITAで約束した関税撤廃対象ではない」旨の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られなかった。

我が国は、2019年5月、インドに対しWTO協定に基づく協議を要請し、本措置の撤回を求めたが、協議においては解決に至らなかったため、2020年3月にパネル設置を要請し、同年7月にパネルが設置された。なお、本件については同年6月にEU、同年7月に台湾もパネル設置を行った。2023年4月に、日本の主張を全面的に認め、インドによるICT（情報通信技術）製品の関税引上げ措置がWTO協定に不整合であると判断したパネル報告書が発出された。

2023年5月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。また、インドに対して、本関税措置を速やかに是正することを引き続き求めていく。

● インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するSG調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT第19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。

¹ 2020年1月、インド国内における関税率表の修正に伴いHSコードに変更があり、HS8517.1211、8517.1219 及び 8517.1290 の関税分類となっている。

² 2022年1月の実行関税率表の改訂において、携帯電話（HS8517.12）はHS8517.1300（スマートフォン、関税率20%）とHS8517.1400（その他の携帯電話、関税率20%）に、プリント回路基板アSEMBリ（PCBA）（HS8517.7010）はHS8517.7910（PCBA、関税率20%）に、電話機・通信機器用の部分品（HS8517.7090）はHS8517.7100（アンテナ反射機及びその部品、関税率20%）とHS8517.7990（その他の部分品、関税率15%）の分類に変更された。

さらに、WTO協定上のSG発動要件として上記の「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」に加えて、輸入増加は「事情の予見されなかった発展の結果」である必要があるが、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT第19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT第19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続においても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

2018年11月、パネル報告書が発出された。協議期間中に当該SG措置は失効したものの、パネル報告書では我が国の主張はほぼ認められ、インドのSG措置はWTO協定に不整合であり、効果が残存する限りにおいて当該措置を是正するようインドに勧告した。2018年12月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

● 中国：AD措置の不適切な運用

中国政府は、1995年以降、2022年6月末までに293件のAD調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は53件であり、うち44件についてAD措置が発動された。2022年12月末時点、22件のAD課税が継続している。これは、国別に見た我が国に対するAD調査開始件数・措置発動件数としては、最多となっている。

中国のAD措置については、中国企業の経営の悪化が中国国内の過剰生産構造に起因すると考えられるにも関わらず、我が国からのダンピング輸出が原因で中国企業に損害が発生しているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定に整合的でない点が見られる。

我が国は、不適切と思われるAD調査については、中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきており、また、中国のAD調査手続について同様の懸念を有する米国及びEUと、WTO紛争解決手続において互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、必要に応じて協力を行っている。

我が国としては、引き続き、AD措置の不適切な運用について是正を働きかけていく。

● 米国：1962年通商拡大法 232条に基づく輸入制限措置

(鉄鋼・アルミニウム)

米国は1962年通商拡大法第232条(Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962、以下「232条」)に基づき、日本からの輸入鉄鋼及びアルミニウムに対し、2018年3月より、それぞれ25%、10%の追加関税(従価税)を賦課した。また、鉄鋼・アルミ製品に対する232条措置を発動しているにもかかわらず、川下製品に加工してからの輸入が増え、232条措置の目的が実現できないとして、鉄鋼・アルミそれぞれの派生製品(鉄鋼の釘、アルミのケーブルなど)にも、2020年2月以降、同率(鉄鋼25%、アルミ10%)での追加関税の賦課を開始した。

米国は、いくつかの国に対し、追加関税を撤廃している(国別除外)(ただし、韓国等一部の国は、除外される代わりとして輸入数量制限が導入された。)。2021年10月には、EUからの鉄鋼、アルミに対し、一定数量の関税割当を導入する代わりに追加関税を一部免除すること、派生製品については追加関税を撤廃することが発表され、2022年1月より当該関税割当が導入されている(二次税率として鉄鋼25%、アルミ10%の関税が維持されている。)

2021年11月、日本産の鉄鋼、アルミの232条措置について協議が開始された。2022年2月、米国は日本からの輸入鉄鋼につき一定数量の関税割当を導入し、また派生製品に対する追加関税を撤廃した。関税割当の二次税率として25%は維持されており、アルミについては10%の追加関税賦課が維持されるなど、WTO協定上の問題は残る。

なお、国別除外のほか、米国企業からの申請を受け、①安全保障に影響がない製品、及び②米国で代替生産ができない製品と認められた場合、関税措置からの除外(製品除外)も認めている。

譲許税率を超えた関税の引上げは、GATT第2条(関税譲許)に違反する可能性が高い。また、仮に数量制限(クォータ)が設定された場合には、GATT第11条(数量制限)に違反する可能性があり、SG協定第11条(輸出自主規制等の禁止)にも違反する可能性もある。これに対し、米国は、232条に基づく措置は安全保障のためにとられているとして、GATT第21条(安全保障例外)を援用するが、本件措置が安全保障例外で正当化される措置と言えるのか疑義がある。この点、中国、ノルウェー、スイス、トルコ提訴にかかる4件のパネルについて、2022年12月にパネル報告書が公表され、米国の232条措置は安全保障例外で正当化されないとの判断が示された。米国は、いずれのパネル報告書に対しても上訴した。

我が国は、同盟国である日本の鉄鋼やアルミの輸入は、米国の安全保障上の脅威となることはないとして、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図るよう多様なレベルで働きかけを行っている。さらに、米国の鉄鋼・アルミへの232条措置のパネル審理にも第三国参加を行い、米国の両措置に対し、今後リバランス措置をとる権利を留保する旨のWTO通報を行っている。

引き続き協定整合性に疑義のある232条措置の完全撤廃に向け、今後とも米国政府に対して必要な働きかけを続けていく。

なお、米国は、2023年2月、ロシアのウクライナ侵攻1周年に合わせて、232条に基づくロシア産アルミの従価税を従前の10%から200%へ引き上げた。これは、ロシア産アル

ミの国家安全保障に対する引き続きの脅威及びロシアの防衛産業基盤におけるアルミ産業の占める重要性等に鑑みたものである。

(自動車・自動車部品)

自動車・自動車部品については、2019年2月、商務長官から大統領への勧告を含む調査報告書が提出され、5月17日の大統領布告により、EU、日本等からの自動車等の輸入に関しても、安全保障上の脅威があるとし、かかる安全保障上の脅威に対処するため交渉するよう指示があった。しかし、同年11月の交渉期限が到来するも、措置決定はされていない。

2018年9月の日米共同声明で、「協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない」ことを確認した。さらに、2019年9月、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が合意に至ったことを踏まえ、「両協定の誠実な履行がなされている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認し、これは我が国の自動車・自動車部品に対しては、232条に基づく追加関税は課されない趣旨であることを首脳間で確認した。

なお、2018年11月、米国、カナダ及びメキシコがUSMCA協定へ署名し、同時に、通商拡大法第232条に基づき商務省が調査中の自動車等に関するサイドレターが、米墨及び米加の閣僚間で取り交わされた。サイドレターでは、仮に、米国が232条に基づき自動車等への輸入制限措置を発動した場合、墨及び加からの一定数量を下回る乗用車及び自動車部品とライトトラック全てには、232条を適用しない旨の合意がなされた。しかし、輸入制限措置は未だ発動されておらず、サイドレターでの合意内容がどのように実施、運用されていくかは依然不透明である。

米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等、数多くの日本企業が進出し、USMCAを活用した企業活動を行っている。我が国としては、WTO協定が、輸出自主規制をとろうとすることも、これをとるよう求めることも禁止していること(セーフガード協定第11条)、また、関税割当等WTO協定上認められる場合を除き、数量制限を一般的に禁止している(GATT第11条)ことに留意し、USMCAのサイドレターが、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易に繋がらないか、実際の運用も含め、関連動向を見極めつつ、今後もその動向を注視していく。

(スポンジチタン)

2019年3月に調査が開始されたスポンジチタンについては、2019年11月、商務省が、スポンジチタンの安全保障上の脅威を認定し、輸入調整の措置は取らないよう勧告しつつ、輸入調整とは別の措置の方が効果的である可能性が高い旨助言した。大統領は、2020年2月、スポンジチタンの輸入による安保上の脅威があると同意し、輸入調整(追加関税等)ではなく、国防長官、商務長官に対し、作業部会(ワーキンググループ)を立ち上げるよう指示した。作業部会では、米国の緊急事態に国防・重要産業にスポンジチタンへのアクセスを確保するための措置に同意するため、輸入の約94%を占める日本に議論に参加させるよう指示している。

米国が輸入するスポンジチタンの大半が日本からの輸入品であるが、同盟国である日本の製品が、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ日本から輸出されるスポンジチタンは、品質管理が行き届いた信頼性の高いものであり、米国国内の供給不足を日本

からの輸出が充足し、まさに米国の安全保障を支える素材となっている。今後の協議で同意される措置も WTO 協定整合的であるべきである。

(ネオジム磁石)

米国は、2021年6月、サプライチェーン100日報告書においてネオジム磁石防衛・民間双方における重要性を指摘していたところ、同年9月、同磁石の232条調査を開始した。2022年6月、同磁石の輸入量及びその状況が米国の安全保障上の脅威となるとの調査報告がなされたが、大統領は、関税引上げ等の措置はとらず、同製品の国内生産強化等の支援に取り組む旨決定した。

日本製のネオジム磁石は、米国のサプライチェーン強靱化に貢献してきたものであり、同盟国たる日本からの輸入が米国の安全保障の脅威となることはない。

● 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日 AD 措置

AD 協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD 課税は原則5年間で失効（サンセット）すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2023年5月末現在、日本製品に対して21件のAD措置を課しているが、最長の措置は40年以上継続しており、12件の措置については20年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済対話や累次のWTO・AD委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。こうした取組もあり、2018年8月、35年以上継続されていた鉄鋼製品に対する米国のAD措置がサンセット・レビューの結果、撤廃された。

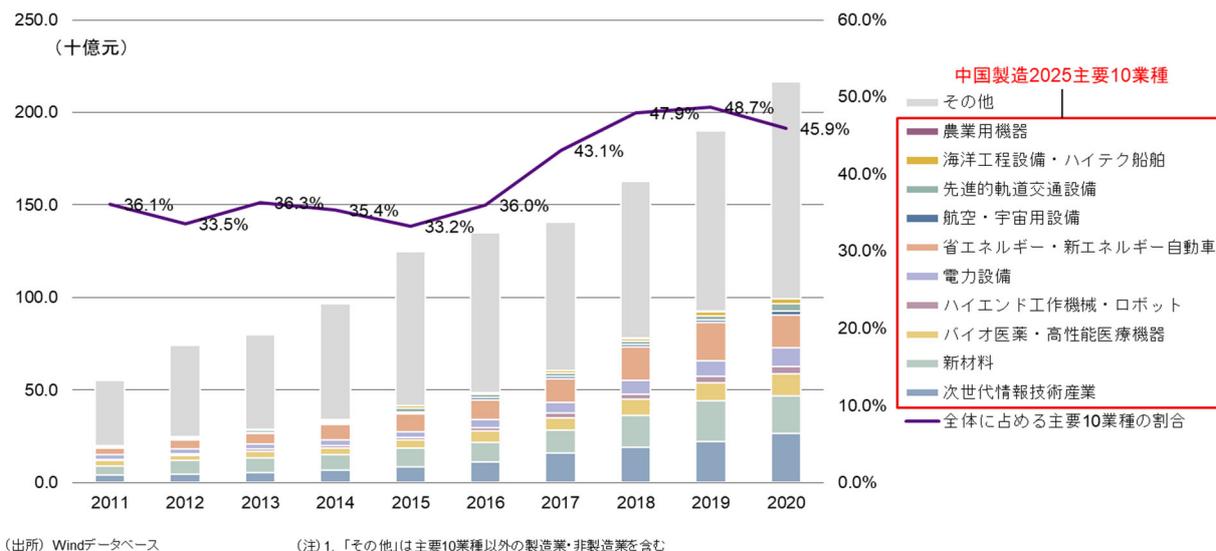
また、前掲の韓国ステンレス棒鋼のほか、新興国においても、サンセット・レビュー手続において安易な認定による延長措置が見られる。

我が国としては、引き続き、米国及び新興国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

● 中国：産業補助金

中国の上場企業の財務データをまとめる Wind データベースにより、中国において上場されている企業の年次報告書に記載されている政府補助金額を分野別に集計すると、政府補助金額は過去10年間で着実に増加しており、2020年時点で2011年の3.9倍に当たる2,164億元（約4兆3,280億円）が支給されている。このうち、特に「中国製造2025」で定められている重点10業種への補助金は、公表された2015年以降大きく伸びており、2020年時点で約46%を占めるようになっている（図1参照）。中でも、半導体製造が含まれる次世代情報技術産業（全体に占める割合：12.3%）や、新材料（9.3%）、省エネルギー・新エネルギー自動車（8.1%）などへの支給が高い割合を占めている。

(図1) 中国の政府補助金総額と「中国製造 2025」関連内訳の推移



中国政府は、特定性を有する補助金を WTO へ隔年で通報することが定められている補助金協定第 25 条の義務について、これまで十分に果たしてきていない（2011 年以降、米国は、中国自身が通報していない中国の戦略重点産業関連等の補助金について通報（いわゆる逆通報）を行っている）。中国政府は、2016 年 7 月には初めて、地方政府の補助金についても通報を行ったが、本来通報すべきと考えられる補助金が通報されないという問題は十分に改善していない。補助金の支出の透明性の低さは、歪曲性のある補助金交付を助長しやすく、鉄鋼・アルミ等の分野の過剰生産能力の問題につながっている疑いがある。

更に、国有企業を通じた融資、ファンド等の多様なツールによる補助金は、①企業に対し、政府系金融支援を通じて政府の影響力が強化されること、②政府支援が呼び水となって民間資金が集中することで、特定産業に大量の資金が流れ込み、結果として過剰生産を招くこと、③高度な技術を持つ海外企業の買収資金となる可能性が懸念される。

また、中国政府による補助金が、鉄鋼・アルミ等の過剰生産能力をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定第 5 条等に違反する補助金も存在する可能性がある。

更に、2019 年 1 月（アルミ・バリューチェーンにおける国際市場歪曲性分析）、2019 年 12 月（半導体バリューチェーンにおける国際市場歪曲性分析）及び 2021 年 5 月（市場の水準を下回る投融資をめぐる国際市場歪曲性分析）に公表された OECD 調査報告書においても、中国等においてアルミ、太陽光パネル、半導体等の産業に市場水準を下回る条件での低利融資や資本注入等の態様で多額の政府支援がなされており、競争条件の歪曲性との関係性も指摘されている。また、2023 年 4 月に公表された産業分野における政府支援に関する OECD 調査報告書、並びに産業分野における政府支援及び国有企業に関する OECD 調査報告書では、中国に拠点を置く企業は、①インド、タイ、マレーシアなど他の OECD 非加盟国及び OECD 加盟国に拠点を置く企業よりも、不均衡な形で、より多くの支援を受けていること、②国有企業が補助金の受け手だけでなく出し手としても重要な役割を果たしていること、③政府支援及び政府所有の情報公開は限定的であり、中国の政府ガイドンス基金による投資がこの問題を悪化させていること等が指摘されている。

こうした状況を踏まえて 2019 年 12 月の経済産業省と中国商務部との次官級定期協議や、外務審議官を日本側団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した 2021 年 11 月の

日中経済パートナーシップ協議において、各産業における補助金政策の透明性向上を要請するなど、中国政府と問題解決のための議論を行った。

WTO においては、補助金委員会や対中貿易政策審査会合（TPR）において、米国や EU 等とともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論を提起している。

特定国を対象にしたものではないが、2017 年 12 月から開催されている日米欧の三極貿易大臣会合においても、国際的な産業補助金や国有企業に関するルール強化の議論を行ってきている。また、我が国を含む G7 は、首脳コミュニケにおいて有害な産業補助金等への対処の必要性に繰り返し言及している。G20 においても、鉄鋼分野の過剰生産能力や産業補助金について議論が行われている。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国に対して、産業補助金の支出や国有企業の活動の透明性を高め、市場歪曲的な措置が講じられないよう促すとともに、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：サイバー・データ関連規制

中国政府は、近年、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティに関して、様々な法令・規則を整備している。2017 年 6 月のサイバーセキュリティ法に続き、2021 年 9 月にはデータセキュリティ法、同年 11 月には個人情報保護法が施行され、これら三法に関連する下位法令等の整備が進んでいる。

これらの法律に関しては、外国事業者が中国国内事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS 第 17 条並びに RCEP 協定第 8.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務違反の可能性があるほか、それらの運用によっては、RCEP 協定第 12.14 条及び第 12.15 条の情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に抵触するおそれもある。我が国のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書の提出や懸念表明がなされていたが、意見内容の多くが反映されないまま施行された。

これら三法に関連する下位法令等も、次々とパブリックコメントにかかっている。サイバー・データ関連の下位法令等においては、条文中に用いられている用語の定義や審査の具体的要件、具体的な規格及び適合性評価手続の内容、対象範囲等について不明確な部分が多い。また、国家安全及び犯罪捜査のために公安機関や国家安全機関に対しての協力義務が規定されていること等について、ビジネス上の懸念も大きい。

我が国としては、2019 年 12 月の経済産業省と中国商務部との次官級定期協議や、外務審議官を日本側団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した 2021 年 11 月の日中経済パートナーシップ協議といった二国間協議の場を通じて、懸念等を伝えてきた。引き続き、これらのサイバー・データ関連規制の策定、施行及び運用の状況を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTO サービス貿易理事会、TBT 委員会や、二国間協議の機会を捉え、中国に対し是正を促していく。

パブリックコメントが行われた関連下位法令等

| 規則名称 | パブコメ実施 | 施行 |
|------|--------|----|
|------|--------|----|

| | | |
|--|----------------------|----------|
| 重要情報インフラ安全保護条例 (内容:「重要情報インフラ運営者」に対する情報の取扱いに関する規則) | 2017年7月 | 2021年9月 |
| サイバーセキュリティ等級保護条例案 (内容:ネットワークの重要度に応じた等級保護制度) | 2018年6月 | 未施行 |
| データ安全管理弁法案 (内容:中国国内でのインターネットを利用したデータの収集・保存・処理等に関する規則) | 2019年5月 | 未施行 |
| 個人情報の国外提供の安全評価弁法案 (内容:「ネットワーク運営者」が個人情報を海外に提供する場合の安全評価に関する規則) | 2019年6月 | 未施行 |
| ネットワーク製品セキュリティホール管理規定 (内容:「ネットワーク製品提供者」に対するセキュリティホール管理義務に関する規則) | 2019年6月 | 2021年9月 |
| 自動車データセキュリティ管理の若干の規定(試行) (内容:「自動車データ処理者」に対するデータの取扱いに関する規則) | 2021年5月 | 2021年10月 |
| 工業情報化分野におけるデータ安全管理弁法(試行) (内容:工業情報化分野に関するデータの取扱いに関する規則) | 2021年9月及び 2022年2月 | 2023年1月 |
| データ越境移転安全評価弁法案 (内容:個人情報及び「重要データ」の国外移転時のセキュリティ審査等の詳細) | 2021年10月 | 2022年9月 |
| ネットワークデータ安全管理条例案 (内容:「データ処理者」に対するデータの取扱いに関する規則) | 2021年11月 | 未施行 |
| サイバーセキュリティ審査弁法 (内容:「重要インフラ運営者」への審査に関する規則等) | 2021年7月、 2022年1月 | 2022年2月 |
| 個人情報越境移転標準契約弁法 (内容:「個人情報処理者」が国外の受領者と個人情報越境移転契約を締結する方式に関する規則) | 2022年6月 | 2023年6月 |

● 中国：強制技術移転

中国は、WTO 加入議定書第 7 条 3 項において、国家又は地方政府当局による輸入承認手段又は輸入もしくは投資の権利の配分が、技術移転要求に条件付けられていないことを確保すると約束しており、RCEP 協定第 10.6 条においても、技術移転要求やロイヤリティ規制を含む特定措置の履行要求の禁止を約束している。また、中国政府は、2020 年 1 月に施行された外商投資法において、行政機関及びその職員が行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならないと定めているが、行政機関が技術情報などの提出を企業に要求しうる基準が不明確である、国有企業等を通じて要求が行われた場合に証拠収集が困難であるといった課題がある。また、運用次第で強制技術移転が行われる可能性のある制度が引き続き

存在しており、例えば、2019年5月に公表されたデータ安全管理弁法（草案）、2021年9月・2022年2月に公表された工業情報化分野データ安全管理弁法（試行）（草案）、2021年10月に公表されたデータ国外移転安全評価弁法（草案）、2021年11月に公表されたネットワークデータ安全管理条例（草案）、2021年10月に施行された自動車データセキュリティ管理の若干の規定及び2022年2月に施行されたサイバーセキュリティ審査弁法等でも、事業者に対して中国当局へのデータの提供を義務付ける条項があり、ソースコードや暗号を含む技術情報の提供が要求される可能性がある。

我が国は、中国政府に対して、各種法令のパブリックコメントへの意見提出のほか、2019年12月の経済産業省と中国商務部との次官級定期協議や、外務審議官を日本側団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した2021年11月の日中経済パートナーシップ協議といった二国間協議の場を通じて懸念点や要求を伝えてきた。WTOでは、2021年の対中貿易政策審査会合（TPR）において、政府関係者が外国投資家及び外国企業に技術移転を強制することを防止するためにどのような措置が取られているのか、また、技術移転を強制された際の救済措置について、中国に説明を求め、強制技術移転に関する議論を提起している。

加えて、特定国を対象にしたものではないが、日米欧の三極貿易大臣会合において、強制技術移転に関する議論を行ってきている。また、我が国を含むG7は、首脳コミュニケにおいて強制技術移転への対処の必要性に繰り返し言及している。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国の制度がWTO加入議定書等に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令

ベトナム政府は、2019年1月、サイバーセキュリティ法を施行し、一定の国内外の企業に対して、ベトナム国内にデータを保存する義務を課すとともに、一定の外国企業に対して、ベトナム国内に支店又は代表事務所を設置する義務を課していた。2022年10月、同法における国内保存義務及び国内支店等設置義務の具体的な内容にも言及する政令53号を施行した。また、サイバーセキュリティ法に準拠した「インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令案（72/2013/ND-CP）」（2021年11月公表）では、データセンターサービスについてのベトナム組織及び個人であるサービス利用者のデータのベトナム国内保存や、ソーシャルネットワークングサイト及びモバイルネットワーク上の情報コンテンツサービスの提供者に対するベトナム国内サーバ設置を義務付けている。

これらの義務により、外国事業者がベトナム国内の事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS第17条並びにCPTTP協定第9.4条及び第10.3条に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。また、ベトナムはCPTTP協定及びRCEP協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（CPTTP協定第14.11条及び第14.13条並びにRCEP協定第12.14条及び第12.15条）³、サイバーセ

³ CPTTP協定においては、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティ関連法令に基づく措置について、発効後5年間紛争解決の規定の適用外とする旨のサイドレターを、日本政府とベトナム政府との間で交わしている。

キュリティ法及び「インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令案（72/2013/ND-CP）」案は、運用次第では、これらの規定に抵触する可能性がある。さらに、政令 53 号については、支店又は代表事務所の設置義務に関しては、特定の形態を要求する措置であることから、GATS 第 16 条の市場アクセス義務及び CPTPP 第 10.6 条の自国領域における企業設立を要求する措置の禁止に違反する可能性がある。

また、2021 年 2 月、サイバーセキュリティ法等に基づく個人情報保護政令案（2021 年政令案）を公表した。2021 年政令案において、①移転に関する本人同意、②原データの国内保存、③移転先地域の個人データ保護水準に関する十分性証明書の交付、④個人情報保護委員会の書面による承諾、の 4 つの条件をすべて満たす場合に、ベトナム国民の個人情報を国外移転できるとの規定が存在していたが、2023 年 5 月に公布された政令（同年 7 月 1 日施行予定）においては、個人情報の越境移転に係るデータの国内保存義務は削除された。

サイバーセキュリティ法及び個人情報保護政令案（2021 年政令案）について、我が国は、パブリックコメントへの意見書を提出するとともに、WTO 対ベトナム TPR や WTO サービス貿易理事会等の場で、これら法令に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行ってきた。引き続き、法令策定動向や施行運用を注視し、必要な場合には、WTO サービス貿易理事会や二国間協議等の機会を捉えて改善・明確化に向けた議論を進めていく。

(3) WTO 勧告の早期履行等を求めていくもの

● **ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置**

ブラジル政府は、自動車分野・情報通信機器分野において、ローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、各種税金・負担金の大幅な減免を認めていた。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT 第 3 条（内国民待遇義務）等に違反するため、我が国は、2015 年 7 月、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請した（同年 9 月パネル設置要請、パネル設置）。本件については、我が国に先行して、2013 年 12 月、EU がブラジルに対して WTO 協定に基づく協議を要請、2014 年 12 月にパネルが設置されており、我が国は、EU と同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めた。

2018 年 12 月公表の上級委報告書では、日本・EU の主張が概ね認められ、自動車政策及び情報通信分野の税制恩典措置につき、内国民待遇義務違反、上記措置の一部については、禁止されるローカルコンテンツ補助金に該当するとのパネル報告書の認定が支持された。輸出企業に対する税制恩典措置については、禁止される輸出補助金に該当するとのパネル判断が覆されたものの、ブラジルに対して、WTO 協定に従って違反とされた措置の是正、禁止されるローカルコンテンツ補助金の遅滞なき廃止が勧告された。

我が国は、今後、同勧告に従い、WTO 整合的でない税制措置が確実に是正・撤廃されるよう注視するとともに、撤廃後の新たな措置（自動車業界の ROTA2030 等）の協定整合性についても注視していく。

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その制度設計や運用について特に注視が必要なもの

● 中国：政府調達法

中国が2003年1月に施行した政府調達法は、2020年12月から2021年1月に第1回、2022年7月から8月に第2回の、改正案のパブリックコメントがそれぞれ実施された。改正案の概要は以下の通り。(以下に示す具体的条文はパブリックコメントに付された条文案に基づく仮訳。)

(1) 第12条の調達者の定義に「その他調達実体」を追加し、政府機関のみならず公益性国有企業まで対象が広がっている。

(2) 改正案の第23条では、現行の第10条の「政府調達は、中国域内で調達できない、または合理的なビジネス条件で入手できない場合を除き、本国の物品、工事、サービスを調達しなければならない」が維持され「中国域内で生産された製品が規定の付加価値比率等の条件を満たす場合は、政府調達活動において審査優遇が得られなければならない」が追加されている。

(3) 第24条において、2020年12月公表の改正案で追加された「国家安全の擁護」に関する規定を更に拡充。具体的には「政府調達は国家安全上の要請を実行し、法律法規の国家安全に関する製品標準、サプライヤー資格条件、知的財産権、情報発表及びデータ管理等の規定を執行しなければならない。国家秘密に関わる調達プロジェクトは、公開競争以外の方式と手続を採用しなければならない。国は政府調達安全審査制度を確立し、国家安全に影響を及ぼす可能性のある政府調達活動に対して安全審査を実施する」とされている。

第12条や第23条について、仮にGATT第3条第8項(a)またはGATS第13条第1項に規定する「政府機関による調達」に該当しない調達についてまで、産品及び調達先を中国国内に限定するのであれば、GATT第3条4項またはGATS第17条の内国民待遇義務と抵触し得る。また、国有企業及び国家投資企業による商業用又は非政府用の調達は政府調達には該当せず、GATT第3条及びGATS第17条等の適用を受ける旨約束した自国の加盟議定書における約束にも反し得る。

第23条について、明らかな国産品優遇が規定されており、中国が加入交渉中である、WTOの「政府調達に関する協定」(GPA)第4条(無差別待遇)との整合性が問題となる恐れがある。

第24条について、政府調達安全審査制度の下で規定される「国家安全に影響する可能性のある政府調達活動」の範囲が極めて不明確かつ漠然としており、当該規定の対象がWTO協定の安全保障例外に関する規定のもと許容される範囲を越え、非常に広範・恣意的に適用される恐れがある。加えて、中国が締約国であるRCEP協定第16.4条1項の透明性規律にも抵触する恐れがある。

我が国は、中国政府が2022年に行ったパブリックコメントを受けて日本政府として意見を提出したほか、二国間・他国間の協議の場においても懸念を表明しており、引き続き懸念解消に向けた議論を進めていく。

● 中国：事務機器に関する国家標準案

中国政府は、政府部門又は重要情報インフラ運営者が調達する複合機やプリンター等の事務機器とその重要部品について、中国での設計・開発・生産を求める内容を含む推奨性の国家標準を策定中との情報がある。中国政府も事務機器の情報安全に関する標準が改訂に向けた起草段階にあることは公表している反面、現時点で当該標準案は公式に発表されていないが、製品や部品の設計、開発、製造等の工程を国内で行うことを求める基準等の導入は、WTO 協定等の国際ルールとの整合性が求められるもの。

日本政府としては、2022年7月以降、WTOのTBT委員会やTRIMS委員会等において、中国政府に対し、当該措置について提起してきた。今後とも、日本企業に不当な不利益が生じないように、今後の動向を注視し、産業界と連携しつつ、必要な対応をしていく。

● 中国：輸出管理法

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度を置いていたところ、2020年10月に通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法が成立し、12月1日に施行された。

本制度の詳細については、細則に委ねられているため、依然として不明確な点が多い。しかし、輸出管理法の法目的に「国家の利益」保護が明記されていること等にかんがみて、規制対象品目の範囲が過大に設定される可能性がある点、該非判断や最終需要者・用途の調査等の場面で、必要な範囲を超えて技術開示要求が行われうる点、他国の差別的な輸出規制に対する報復措置の規定が存在する点等において、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出規制であり、安全保障例外（GATT 第 21 条）の要件を満たさず、輸出入制限の禁止（GATT 第 11 条）に抵触する可能性がある。

なお、規制対象品目の範囲が過大に設定される懸念のある具体的な動きとして、2021年1月にレアアース管理条例草案が公表され、レアアース製品の輸出について「輸出管理等の法規を遵守しなければならない」と規定されているため、レアアース製品の輸出に影響を及ぼさないか注視する必要がある。さらに、2022年4月、輸出管理法の下位法令として「両用品目輸出管理条例案」が公表されたが、本条例の対象となる品目は列挙されておらず、また、再輸出等の詳細については依然として不明確な点が多く、注視する必要がある。加えて、2022年12月、対外貿易法及び技術輸出入管理条例に基づき制定された「中国輸出禁止・輸出規制技術目録」の改定案を公表し、太陽光パネルシリコン製造技術を輸出制限の対象にすることを明らかにしており、このような動向も注視する必要がある。

我が国は、中国に対して、WTO 物品理事会、WTO における対中国 TPR、2019年12月の経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等の場で、本法案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出

禁訴令とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当

事者による外国裁判所での判決執行の申請や提訴等の訴訟手続を禁止する命令をいう。2020年8月、中国の最高人民法院は、移動体通信技術の標準必須特許に係る訴訟において、禁訴令を発出した。その後、中国の下級裁判所も、同様に移動体通信技術の標準必須特許に係る複数の訴訟において禁訴令を発出しており、中には、外国裁判所に係属中の訴訟手続の進行だけではなく、新たに外国裁判所に提訴することまでを禁じるものもある。

2022年2月、EUは、中国の本措置について、TRIPS協定等に不整合であるとして協議要請を行い（DS611）、同年12月、パネル設置要請を行った（我が国は第三国参加）。

我が国としては、中国の禁訴令の発出動向を注視しつつ、EUその他加盟国と連携し、引き続き中国の禁訴令が協定不整合な形で用いられないよう適切に対応していく。

● **米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む）**

米国は、AD手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定めるAD協定第2.4.2条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004年11月にWTO協定に基づく協議要請、2005年2月にパネル設置要請を行い、2007年1月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングのWTO協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012年2月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD協定第2.4.2条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。

韓国及び中国は、ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対するAD措置をWTO紛争解決手続に付託した（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機AD（DS464）及び米国 - 中国に対するAD手続の手法・適用（DS471））。我が国は、両案件に第三国参加し、ゼロイングの使用はAD協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機AD（DS464）のパネル及び上級委、並びに米国 - 中国に対するAD手続の手法・適用（DS471）のパネル（本論点は上訴されず。）は我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。DS464については、米国によるDSB勧告の履行のための期間（2017年12月まで）が経過したことに伴い、2018年1月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019年2月の仲裁決定にて計8,481万ドルを上限とする対抗措置が認められた。DS471についても、履行期間（2018年8月まで）の経過に伴い、中国が2018年9月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、2019年11月の仲裁決定にて計35億7913万ドルを上限

とする対抗措置が認められた。

なお、米国 - カナダ産軟材 AD (DS534) に対するパネル報告書 (2019 年 4 月公表) は、ターゲット・ダンピングが疑われる場面において、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現在の米国のゼロイング実務自体は AD 協定第 2.4.2 条に違反するとの判断を示している (カナダが上訴したため採択されていない)。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

● 米国：電気自動車税制優遇措置

2022 年 8 月、米国は Inflation Reduction Act of 2022 (IRA) を成立させ、電気自動車に対する税額控除措置改定も盛り込んだ。電気自動車の購入に際し、北米域内で最終組立された車両を対象に税額控除が付与される。具体的には、使用するバッテリーの材料が米国・米国の FTA 締結国で採掘・加工されていること、北米域内で製造・組立されたバッテリー部品を使用していることを要件に、それぞれ 3,750 ドルの税控除を受けることができる (車両 1 台あたり上限 7,500 ドル)。また、懸念外国企業が採掘等した重要鉱物は 2025 年以降、製造したバッテリー部品を含む自動車は 2024 年以降、本控除の対象外となる。なお、2023 年 3 月、IRA に関連して、日米、更には同志国との連携によって強靱なサプライチェーンの構築を目指すべく、重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定が署名され、発効した。これを受け、同月、米財務省が公表したガイダンスにおいて、日本は、IRA の下で、米国の FTA 締結国として扱われることが記載された。

北米域内での電気自動車の最終組立を税額控除の条件とすることは、最恵国待遇義務 (GATT 第 1 条第 1 項) 及び、内国民待遇義務 (GATT 第 3 条第 4 項) に抵触する可能性がある。北米域内で製造・組み立てされたバッテリー部品米国产の電池を使用することを条件として税額控除を付与すること、また、使用するバッテリーの材料である重要鉱物が米国・米国の FTA 締結国で採掘・加工されていることを条件として税額控除することは、WTO 補助金協定第 3 条第 1 項 (b) が禁止する補助金にあたる可能性があり、また、最恵国待遇義務 (GATT 第 1 条第 1 項) 及び内国民待遇義務 (GATT 第 3 条第 4 項) にも抵触する可能性がある。

さらに、懸念外国企業の採掘した重要港物、バッテリー部品を含む自動車は対象外となる点については、特定国の輸入品への差別的措置として最恵国待遇義務 (GATT 第 1 条第 1 項) 及び内国民待遇義務 (GATT 第 3 条第 4 項) に抵触する可能性がある。

我が国は、電気自動車税制優遇措置案について上記 WTO 協定整合性の観点からの懸念を、米国政府等に対して、様々な機会を通じ働きかけを行っており、産業界や他国とも連携しつつ、引き続き、関連法規や運用に関する動きを注視していく。

● EU：炭素国境調整措置 (CBAM)

欧州委員会は、2021 年 7 月に、EU への輸入品につき、輸入者に対して、当該輸入品の製品炭素含有量に応じた賦課金を課する炭素国境調整措置 (CBAM) に関する規則案を公表し、その後、欧州委員会・欧州議会・理事会の三者による調整を経て、2022 年 12 月に最終案が

合意され、2023年5月に成立した。同規則では、輸入者はCBAM (Carbon Border Adjustment Measure) 証書の購入義務を果たす形で賦課金を支払う必要があり、賦課金の金額は、CBAM 証書価格 (P/CO₂-ton) × 製品単位当たり排出量 (CO₂-ton/Q) × 製品輸入量 (Q) で算定され、CBAM 証書価格は、EU の温室効果ガス排出取引市場である EU-ETS における排出取引価格に連動して決定される。また、本件措置において、域外における炭素排出に伴う負担については、域外で支払った炭素価格 (炭素税又は排出取引証書価格) が、賦課金額から控除されるという形で考慮される。なお、CBAM は2023年10月から施行開始予定だが、2025年末までは移行期間とされ、移行期間中は、輸入者は、輸入課金支払義務を負わないが、製品単位あたり排出量等の情報を報告する義務を負う。

CBAM は、輸入品に賦課金を課す国境措置であるため当然貿易に影響が生じるところ、大前提として、内国民待遇等の WTO ルールと整合的に設計される必要があり、特に正当化事由を充足するといえるかが議論になりうる。また、ルール整合性と密接に関連する別の論点として、貿易への制限は目的達成のため最小限とされる必要があり、そのために検討されるべき課題は多い。例えば、まず、カーボンリーケージの防止を目的とする措置といえるためには、輸入品の炭素集約度が国産品の炭素集約度を上回ることが確認される必要があると思われる。なぜならば、輸入品の炭素集約度が国産品と同等かより低いのであれば、輸入に伴うカーボンリーケージは発生せず、国境で賦課金を支払うべき根拠が存在しないからである。また、製品単位あたりの炭素排出量の計測・評価をどのように国際的に同じ基準で行うのか、各国の排出削減努力について炭素コストを排出量に事実上比例して発生する負担も含めて実際にどのように検証するのかを含め、各国の対策の強度をいかにして比較すべきか、等も検討課題として挙げられる。

別の論点として、本件規則では EU からの輸出品に対する将来的な支援措置の可能性が示唆されており、仮に検討する場合は WTO 整合性に配慮するものとされているが、一般的には、輸出を条件とした支援は補助金協定が禁止する輸出補助金に該当する可能性が高い。補助金協定上は間接税の輸出時の還付は輸出補助金に当たらないことが明記されているが、EU-ETS は物品に賦課される内国税とはいいがたく、間接税にはあたらないため、輸出品について排出権の負担を免除するような仕組みについて WTO 整合性を確保することは容易ではない。我が国としては、EU との二国間の議論や、WTO の各種委員会 (特に貿易と環境委員会、貿易と環境の持続可能性に関する体系的議論 (TESSD)) における加盟国間の上記 検討課題等に関する議論等に積極的に参加し、EU の CBAM について、ルール整合性や通商・気候措置としての妥当性の観点から検証・関与していく。

● インド：デジタル個人情報保護法案

インド政府は、2019年に公表していた個人情報保護法案を撤回し、2022年11月、個人情報保護に関する新法案として、「デジタル個人情報保護法案」を公表した。本法案は、「重要データ受託者」がインドを拠点とする「データ保護責任者」を任命したり、「データ保護影響評価」を実施したりする義務や、中央政府が個人データを移転することができる国や地域を通知できる規定を設けている。

本法の運用の仕方によっては外国事業者が不当に扱われるおそれがあり、仮に本法がサービスの提供に影響を及ぼす形で運用され、かつ WTO 加盟国のサービス及びサービス提供者に対してインドのサービス及びサービス提供者よりも不利な扱いを行っている場合、

GATS 第 17 条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。また、本法の運用の仕方によっては特定の国の外国事業者が、その他の国の外国事業者よりも有利又は不利な待遇を受けおそれがあり、GATS 第 2 条の最恵国待遇義務違反となる可能性がある。我が国は、パブリックコメントへの意見書提出を通じて懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、本案策定動向を注視し、二国間・多国間協議の場において、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

● インド：貿易救済措置の不適切な運用

インド政府は、1995年以降、2022年12月末までに、WTO加盟国最多の1130件のAD調査を開始、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は46件であり、うち33件についてAD措置が発動された。2022年12月末時点、3件のAD課税が継続している。また、SG措置についても、2022年12月末までにWTO加盟国最多である47件のSG調査を開始しており、そのうち23件についてSG措置が発動された。また、日印CEPAに基づく初のSG調査も実施された。

インドのAD措置及びSG措置については、国内需要の低下や国内競合企業による市場シェアの増加等が原因であるにも関わらず、我が国からのダンピング輸入又は輸入急増が原因でインド企業に損害が発生しているとの認定や、我が国産品はインド国内産品と競合関係はないにも関わらず、我が国からの輸入によりインド国内企業が損害を被っているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定・SG協定等関連協定に整合的でない点が見られる。また、AD調査については、調査対象企業を含む利害関係者に対する通知が適切に行われず調査対応に支障が出るなど、手続に関する透明性の欠如も懸念される。

我が国は、不適切と思われるAD調査及びSG調査については、インド調査当局に対する政府意見書の提出やインド政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会やSG委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきている。

我が国としては、引き続き、貿易救済措置の不適切な運用について是正を働きかけていく。

(参考2) 2022年度版「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の1年間の進捗状況

| 国名 | 貿易政策・措置 | 進捗状況 |
|----|------------------------------|---|
| 中国 | ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング (AD) 措置 | 2023年4月、日中間で上訴仲裁手続合意（パネル判断に不服がある場合はMPIAを利用する旨の二国間合意）が締結された。 |
| | AD措置の不適切な制度・運用 | 不適切と思われるAD調査について、政府意見書を提出して問題点を指摘。WTOのAD委員会において、不適切なAD調査の問題点を指摘。 |
| | 標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出 | 2022年12月、EUからの要請に基づき、パネルが設置された。我が国は、パネル設置要請に対して第三国参加を表明した。 |
| | 産業補助金 | WTOの補助金委員会において、米国やEU等とともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論（補助金の透明性向上の必要性を含む）を提起した。 |
| | サイバーセキュリティ法及び関連規則 | 2022年9月にデータ越境移転安全評価弁法、2023年1月に工業・情報化分野におけるデータ安全管理弁法案（試行）が施行されたほか、2022年9月にサイバーセキュリティ法の改正案のパブリックコメントが実施されたため、日本政府はコメントを提出した。中国サイバー・データ関連規制については、WTOのTBT委員会及びサービス貿易理事会等で懸念を表明した。 |
| | 強制技術移転 | 二国間・多国間協議の場において問題点を指摘。 |
| | 輸出管理法 | WTOの物品理事会等で懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。 |
| 米国 | 1962年通商拡大法232条に基づく措置 | 2021年11月、日本産の鉄鋼、アルミの232条措置について協議が開始され、2022年2月、米国は日本からの輸入鉄鋼につき一定数量の関税割当を導入し、また、派生製品に対する追加関税を撤廃した。ただし、関税割当の二次税率として25%は維持されており、アルミについては10%の追加関税賦課が維持されるなど、WTO協定上の問題は残る。 2022年12月、中国、ノルウェー、スイス及びトルコが提訴したケースで、米国の232条措置は安全保障例外では正当化されないとの判断が示され、米国はいずれのパネル報告書も上訴した。 また、2022年9月、ネオジム磁石の232条調査の結果、輸入調整祖措置はとられなかったが、同製品に対する支援が行われた。 |

| | | |
|-----|--|--|
| | | なお、2023年2月、ロシア産アルミについて、国家安全保障に対する脅威であるとして、200%の関税が賦課された。 |
| | サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置 | WTOのAD委員会において問題点を指摘。 |
| | ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む） | WTOのAD委員会において問題点を指摘。 |
| | 電気自動車税制優遇措置 | 2022年8月、米国はInflation Reduction Act of 2022（IRA）を成立させ、電気自動車に対する税額控除措置改定も盛り込んだ。 2023年3月、IRAに関連して、日米、更には同志国との連携によって強靱なサプライチェーンの構築を目指すべく、重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定が署名され、発効した。 |
| EU | 炭素国境調整措置（CBAM） | 炭素国境調整措置（CBAM）に関する規則案は、2022年12月に欧州委員会・欧州議会・理事会の三者による最終合意に至り、2023年5月に成立した。 CBAMは2023年10月から施行開始予定だが、2025年末までは移行期間とされ、移行期間中は、輸入者は、輸入課金支払義務を負わないが、製品単位あたり排出量等の情報を報告する義務を負う。 |
| 韓国 | 自国造船業に対する支援措置 | 2022年11月及び2023年5月に開催されたOECD造船部会において、従前同様、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請した。 |
| | ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査） | 2021年1月に韓国がWTO上級委員会に上訴。上級委審理手続が停止した状態が続いている。 WTOのAD委員会等を通じて、日本企業への不当な課税が継続されないよう、韓国に対し、本報告書の勧告に従い、本件措置を誠実かつ速やかに是正することを求めている。 |
| インド | ICT製品に対する関税措置 | 2023年4月にパネル報告書が発出。2023年5月にインドがWTO上級委員会に上訴。上級委審理手続が停止した状態が続いている。 |
| | 熱延コイルに対す | 2018年12月にインドがWTO上級委員会に上訴。上級 |

| | | |
|------|-----------------------|---|
| | るセーフガード (SG) 措置 | 委審理手続が停止した状態が続いている。 |
| | 個人情報保護法案・国家電子商取引政策案 | 2019 年に公表された個人情報保護法案は撤回され、2022 年 11 月に新たに「デジタル個人情報保護法案」が公表されたことを受け、本法案のパブリックコメントに対して意見を提出した。 |
| | 貿易救済措置の不適切な運用 | WTO の AD 委員会において、不適切な AD 調査の問題点を指摘。 |
| ベトナム | サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案 | サイバーセキュリティ法の施行細則が 2022 年 8 月に公表され、同年 10 月に施行された。 WTO のサービス貿易理事会及び TBT 委員会で懸念を表明。 |
| ブラジル | 自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置 | 2019 年 12 月末に履行期限が到来し、2020 年 1 月の DSB 会合にてブラジルは完全な履行を宣言したが、是正措置の一部が不十分である疑いもあるため、引き続き完全な履行にむけ運用状況を注視してきている。 |